

町内会（自治会）長 各位

仙台市総務局広報課  
課長 筒井 幸子

### 市政だより等広報紙の配布について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、仙台市の広報行政にご理解とご協力をいただき深く感謝を申し上げます。

さて、これまで市では、市政だより等の広報紙の配布を町内会等の団体にご協力をいただ  
いてきており、令和 2 年度につきましても、2 月 5 日に開催された仙台市連合町内会長会第  
1 1 回正副会長会において説明いたしました。つきましては、引き続き下記のとおり、広報  
紙の配布についてご協力をいただきたくお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 町内会への配送日および配送物

別紙「市政だより等発行計画および配送日程表（令和 2 年度）」のとおりです。

※ 原則として毎月 5 日までに各世帯へお配りくださるようお願いいたします。

※ 配送日程につきましては、各町内会の配送担当の方にご周知ください。

※ 市政だより等は配送日の午前 8 時から午後 6 時までにお届けします。配送時間  
のご希望には添えない場合もありますのでご了承ください。仕分け作業等を行  
う場合は、余裕をもったスケジュールを組んでいただくようご協力をお願いし  
ます。

#### 2 配送場所

町内会指定の場所に配送いたします。

※町内会長のお宅だけでなく配送担当の方のお宅などにも配送可能です。

※不在時の置き場所を指定いただくこともできます。

※お届け先、部数などに変更がある場合には毎月 1 2 日までに区役所総務課にご連  
絡ください。

#### 3 配布謝礼金

配布世帯数に応じて配布謝礼金を差し上げています。令和 2 年 6 月 1 日現在の配布世  
帯数を基準に 1 年分を計算し、8 月中旬にお支払いする予定です。（別途、6 月頃に  
手続きのご案内をいたします。）

裏面に続く⇒

◇配布謝礼金（金額は予定）

**1世帯あたりの配布謝礼金は218円**

市政だより…単価10円×12回=120円①

県政だより…単価7円×6回（奇数月発行）=42円②

市議会だより等上記以外…単価7円×8回=56円③

①+②+③=218円

◇配布謝礼金の使途について

配布謝礼金は、市政だより等広報紙を配布していただいた御礼として町内会に対して交付しているものです。その使い道は各町内会の判断でお決めいただいて差し支えありませんが、町内会総会資料などに配布謝礼金について記載し、その旨を各会員の皆さまに十分お知らせいただきますようお願い申し上げます。

4 配布対象について

市政だより等の広報紙は、暮らしに必要な情報を掲載し、市民の皆さまと市政を結ぶ大切な役割を果たしています。配布の際には、町内会に加入されていない方々にも是非お配りくださいますようお願い申し上げます（配布謝礼金は、町内会の加入の有無にかかわらず、6月1日現在で配布いただいている世帯数に応じてお支払いします）。

担当：仙台市総務局広報課

市民広報係 吉田

電話 214-1150